

(様式3)

博士論文の要約

氏名 間瀬 久美子

論文題目 近世朝廷の権威と神社・民衆

序章 近世天皇・朝廷の権威と機能、神社・民衆の求めた権威とは何か

本論文の課題は、近世国家における天皇・朝廷の役割とされる宗教的機能の実態、および、天皇・朝廷権威をその社会的基盤から論ずることであり、3つの課題を設定した。課題1は、天皇・朝廷の宗教的機能を、朝幕間で問題となった神社争論における朝廷裁許権から考察すること。課題2は、同機能を国家祭祀である災害祈禱の主宰権から考察すること。課題3は、天皇・朝廷権威の社会的基盤である民衆について、民衆側から権威を求めた能動的行動に着目し、その内在的な意味を解明することである。この課題を研究史の整理から論じた。

第1部 近世神社の位置（1章～3章と補論）の要旨

第1部は、課題1の朝廷裁許権の解明を目的とした論文である。最初に幕藩制国家における朝廷と神社の位置関係を論ずることから始めた。近世幕藩制国家において、徳川政権は律令国家の神祇官に相当する独自の祭祀機構を構築することはなく、神祇官機能は吉田家と白川家に分掌されていたこと、神社と朝廷との関係は、上級神職数が非参議公卿数の3分の1強を占め、朝廷勤務の非蔵人の大半は神職であることから、上七社社家は朝廷勢力の構成員であると位置づけた。また武家政権と神社の関係として、大名等を祭神とする神社61例の分析から、祭神として祀られるためには朝廷権威が必要であったことを解明した。このような、朝廷と神社との位置関係のうえに、朝廷・幕府双方で争われた神社争論の裁許権について3期に分けて考察した。その結果、近世初期の伊勢争論では統一権力者の意のままにされ、幕藩制国家が確立した前期の吉田・鷹司争論では、朝廷側の最終決定権は天皇にあるという主張も空しく、幕府主導で決定されたが、朝幕融和の中期を経て、後期の吉田・白川争論になると、文化13年に光格天皇による「太政官裁」が下され、天保期の朝廷・幕府での再審議では、裁許権が朝廷主導型へと変化していったことを解明した。

第2部 近世朝廷・幕府と寺社の災害祈禱（1章～5章）の要旨

第2部は、課題2の災害祈禱主宰権を明らかにすることを主な目的とし、前期（1章）・中期（2～4章）・後期（5章）に分けて考察した。

豊臣政権期から江戸末期までの285年間の災害祈禱の分析から、前期の霊元天皇の時代までは、統一権力者による地震・祈雨等の災害祈禱はなく、災害祈禱の主宰は専ら朝廷が行っており、朝廷では霊元天皇の時代に、禁中内の祈禱は内侍所に一本化され、その他の仏式祈禱は七寺に神式祈禱は上七社に移行して、災害祈禱を行う近世的七社七寺体制が成立したことを論じた。

中期の元禄16年（1703）関東大地震祈禱は、幕府が国家祭祀の主宰権掌握を意図して、初めて直接七社七寺等の寺社に対する祈禱命令を下したものであった。しかし、朝廷では、

幕府要請による東山天皇の内侍所御神樂と、靈元上皇による朝廷主宰御神樂の両方が執行された。七社七寺への祈禱命令は幕府から所司代を通じて直接寺社に伝達されたが、朝廷の伝達手段を用いなければ徹底しなかった。一方、関東では護国寺中心に鹿島社等へ寺社奉行からの祈禱命令が伝達されたが、日光・増上寺・寛永寺の幕府廟所・菩提寺まで動員する体制には至らなかった。つまり、幕府の災害祈禱主宰権は関東大寺社に対しては成功したが、畿内の伝統寺社に対しては不十分なものであったこと等を解明した。また、寛延地震等の祈禱では、天皇の「王」認識が確認され、明和7年(1770)の大旱魃には民衆の雨乞要求や禁裏御用水の灌漑利用要求が見られ、こうした行動が朝廷の祈雨再興を促し、光格天皇時代の正式な朝廷祈雨復興へとつながっていったことを解明した。

後期は、光格天皇時代の天明大飢饉を契機に、朝廷と幕府双方による万民への統治者意識から、五穀豊穰祈禱が展開されたが、天保期になると地震・飢饉祈禱を通じて、朝廷の祈禱が次第に拡大するようになり、孝明天皇の安政2年(1855)江戸大地震祈禱になると、幕府要請の祈禱は朝廷内で軽視され、幕府は日光等の宗廟へも災害祈禱の動員をかけねばならず、災害祈禱主宰権は、朝廷の攘夷祈禱と相俟って、再び朝廷主宰による祈禱体制へと収斂していく過程を解明した。

すなわち、災害祈禱主宰権は、近世初期において朝廷に保持されており、中期の綱吉政権期に、幕府がその掌握に乗り出したが、朝廷の主宰権はそのまま保持され続け、朝幕双方主宰による災害祈禱が展開された時期もあったが、幕末には再び朝廷主宰に収斂されていったのである。

第3部 近世の民衆と朝廷・幕府の権威（1章～3章）の要旨

第3部は、課題3の天皇・朝廷権威と民衆の関係について、受容の実態と、「権威」を求める能動的な行動に注目して、「職人受領」・「由緒書」・「雛祭」・「東西の被差別集団と権威の地域的相違」の問題を3章に分けて考察した。

その結果、朝廷・三門跡からの「職人受領」には、多大な金品が必要であったため、明和6年(1769)の幕府調査からは、大半が借家層で私称であったこと、天保期裏長屋の菓子職の中にも受領を受けていた者があり、生業への効果のあることもわかった。一方、「由緒書」は、金品も法的拘束もなく先祖を貴種に求め、特権公認者として源頼朝や天皇の権威を利用して、各種の職人や雑種芸能民の一部には寺社・公家と結び、本所編成を遂げ、生業確保を得た集団もあった。しかし、目的は特権主張ばかりではなく、被差別集団の「由緒書」のように、自らの職業の卑賤視を否定するために、先祖を天皇や神の子孫に求めるものや、集団化できなかった職種や、地域による相違もあり、権威も目的も多様であったことを解明した。また、「雛祭」のように、一見古代中世以来の朝廷文化の様相を呈している文化が、実は江戸時代に形成された町人文化であり、商品経済の発展と共に三都から地方へと広がり、特権とは結びつかず、上は江戸城から下は都市下層民や農村の土雛・紙雛にまで身分を越えて受容されていったことを解明した。この商品化され可視化されたミニチュア朝廷風という文化が、民衆間で受容された背景には、将軍・大名と同じものを所持することで、身分を越えて同じ立場で祝うことができるということに意味があったことを、幕府の取締り法令等から解明した。

第3部全体から、民衆が権威を求めた理由は、民衆の生存確保の主体的な営みであり、

権威に込められた内在的な意識は、現実の身分を超えていく方向性をも示し、直接的な変革意識ではないが、身分制解体への方向につながっていくことを論じた。

終章

第1部と第2部から、近世天皇・朝廷の宗教的機能は、神社争論の裁許権と、国家祭祀である災害祈禱の主宰権の双方とも、時代により幕府の権限が強い時代もあったが、朝廷の権限であったという結果になるといえる。したがって、近世天皇・朝廷の位置と宗教的機能の問題は、形式的で形骸化したものでもなく、幕府権力を荘厳化する単なる「権威」でもなく、独立した固有の「権力」ではないが、近世国家の権力の一部と位置づけてもよいものであると考える。

また、天皇・朝廷権威と民衆の問題では、民衆側の権威を求める内在的理由と独自の世界観に着目する必要があることを論じた。

(2977字)